

木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村におけるスポーツ及び文化芸術活動に係る合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進し、もって交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、本村で合宿を行う学生団体等に対し、木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校をいう。
- (2) 学生団体等 次に掲げる用件のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一の学校に在学する者等で構成する部、クラブ、サークル及びゼミナール等の団体
 - イ 学校に在学する者が所属する同一の目的を持った会員で構成される組織で地域の協会及びクラブチーム等の団体
- (3) 参加者 合宿に参加する部員等及び指導者（監督、コーチ、マネージャー等）をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に規定する許可を受けた宿泊施設（公の施設を除く。）をいう。
- (5) 延べ宿泊人数 合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。ただし、大会前日及び大会期間中の宿泊は除く。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであって、村長が適当と認めたものとする。

- (1) 村内の宿泊施設に宿泊するものであること。
- (2) 参加者が5人以上で2泊以上の連続した宿泊をするものであること。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。

(4) 合宿を行う学生団体等が、同一年度内にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(5) 合宿に要する経費について国、県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

(複数の年度にわたる合宿)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、合宿を実施するそれぞれの年度において当該期間分を申請するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条に規定する合宿を行う学生団体等とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、1回の合宿における延べ宿泊人数に、500円を乗じて得た額とし、1団体20万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、合宿を開始する日の前日までに、木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 合宿参加者名簿（様式第2号）

(2) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 補助金の交付決定は、木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定後に事業を変更又は中止しようとするときは、木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

(補助金の変更等の承認決定)

第10条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金変更交付（中止）承認決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 補助事業者は、合宿終了後速やかに木島平村スポーツ等合宿支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書(様式第7号)
- (2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第12条 村長は、補助事業者が偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。